

瀬戸市告示第1号

平成20年瀬戸市告示第35号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、令和6年1月25日から施行する。

令和6年1月11日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
シティプロモーション課	1 イベントにおける作製体験等で使用する材料実費等の収納	<省略>	シティプロモーション課	イベントにおける作製体験等で使用する材料実費等の収納	<省略>
	2 啓発物品等の販売代金の収納				
<省略>			<省略>		
第2表 出納員の権限に属する事務の委任			第2表 出納員の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
シティプロモーション課	1 イベントにおける作製体験等で使用する材料実費等の収納	<省略>	シティプロモーション課	イベントにおける作製体験等で使用する材料実費等の収納	<省略>
	2 啓発物品等の販売代金の収納				
<省略>			<省略>		